

宇城圏域障がい者 基幹相談支援センター とは・・・

障害者総合支援法において定められる「地域における相談支援の中核的な役割を担う機関」であり、障害者相談支援事業等の実施に合わせ、全障害に関する専門的な相談支援を実施しています。当センターは宇城市・宇土市・美里町からの業務委託を受け、障害、難病のある方やそのご家族等はもちろん、地域住民や支援機関の皆さまからのご相談にも応じます。また必要に応じ、地域の様々な支援機関と連携し、相談者各々に合ったサービスをコーディネートいたします。

相談料は無料です。障害者相談支援の経験が豊富なスタッフが対応いたします。

お気軽にご相談ください。



宇城圏域障がい者基幹相談支援センター

きょうせい

〒869-0503 熊本県宇城市松橋町きらら 2-3-13-1F

開館時間：平日 8:30～17:30

TEL：0964-27-5985

FAX：0964-27-5986

E-mail：kikan@yukizono.com

宇城圏域 障がい者基幹相談支援センター

きょうせい



共生とは共に生きるということ。

共に生きるとは、障害がある人もない人も

共に支えあうということ。

つなげよう支えあいの輪。

① 総合的・専門的な相談

- ・身体、知的、精神、発達障害等に係る専門的相談支援
- ・相談支援に係る関係機関との連携・調整

② 権利擁護・虐待の防止

- ・成年後見制度利用支援事業の利用援助
- ・成年後見制度についての広報啓発
- ・障がい者虐待、差別の防止に向けた取組

③ 地域移行・地域定着の促進

- ・地域移行に向けた普及啓発
- ・地域相談支援対象者のコーディネート



④ 相談支援事業者への支援

- ・地域の相談支援体制強化の取組
- ・地域の相談支援事業者への専門的な指導助言、人材育成
- ・地域の相談機関との連携強化



⑤ その他の取組

- ・障害児・者福祉サービス提供事業者への支援
- ・宇城圏域における協議会の運営に関する業務
- ・障害者施策等の周知広報
- ・関係機関との連絡調整



地域生活支援拠点等整備事業

宇城圏域（宇城市・宇土市・美里町）では、障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を整備し地域全体で支える支援体制の構築に取り組んでいます。また、当センターでは拠点機能のコーディネートを行っています。

宇城圏域障害者虐待防止センター

虐待防止センター受付窓口

住所：宇城市松橋町きらら 2-3-13-1F

（宇城圏域障がい者基幹相談支援センターきょうせい内）

開館時間：平日 8:30～17:30

TEL：0964-27-5985

（時間外通報届出連絡先 080-8390-7659）

FAX：0964-27-5986

E-Mail：kikan@yukizono.com

障害者虐待防止法は障がいのある人へのあらゆる虐待を禁止しています。

虐待防止センターでは、虐待を発見した人からの通報や、虐待を受けた障がい者本人からの届け出を受付けています。

※また通報した方の情報は守られ、施設等の職員が通報した場合も、通報した事を理由に不当な扱いをすることは禁じられています。

虐待を疑われる場合等はまずご相談ください。